

第2編 風水害編

第2編 風水害編 目次

第1部	総則	風水- 1
第1章	地域防災計画（風水害編）の概要	風水- 3
第1節	計画の目的	風水- 3
第2節	計画の前提	風水- 3
第3節	計画の構成	風水- 3
第4節	計画の習熟	風水- 3
第5節	計画の修正	風水- 3
第2章	市の概況	風水- 4
第3章	市、東京都及び防災機関等の役割	風水- 4
第4章	災害危険区域	風水- 5
第1節	浸水予想区域	風水- 5
第2節	土砂災害警戒区域	風水- 6
第2部	災害予防計画	風水- 7
第1章	水害予防対策	風水- 9
第1節	洪水対策	風水- 9
第2節	土砂災害に関するソフト対策	風水-11
第3節	崖崩れ対策	風水-11
第2章	都市施設対策	風水-12
第1節	ライフライン施設	風水-12
第2節	道路及び交通施設	風水-12
第3章	農業施設対策	風水-13
第4章	応急活動拠点等の整備	風水-13
第5章	地域防災力の向上	風水-13
第1節	市民等の役割	風水-13
第2節	自主防災組織等の強化	風水-13
第3節	事業所防災体制の強化	風水-13
第4節	行政・事業所・市民等との連携	風水-13
第6章	ボランティア等との連携・協働	風水-14
第7章	防災運動の推進	風水-15
第1節	防災意識の啓発	風水-15
第2節	防災訓練の充実	風水-16
第3部	災害応急復旧計画	風水-17
第1章	初動態勢	風水-19
第1節	市災害対策本部の組織・運営	風水-19
第2節	災害応急対策	風水-19
第2章	情報の収集・伝達	風水-21
第1節	情報連絡態勢	風水-21
第2節	災害予警報等の伝達	風水-22
第3節	被害状況等の報告態勢	風水-23
第4節	各機関の報告態勢	風水-24
第5節	災害時の広報及び広聴活動	風水-25

第6節	災害時の放送要請.....	風水-27
第3章	応援協力・派遣要請.....	風水-27
第4章	水防対策.....	風水-28
第1節	水防情報.....	風水-28
第2節	水防機関の活動.....	風水-29
第5章	警備・交通規制.....	風水-32
第1節	警備活動.....	風水-32
第2節	交通規制.....	風水-33
第6章	緊急輸送対策.....	風水-33
第1節	緊急車両等の確保.....	風水-33
第7章	救助・救急対策.....	風水-34
第1節	救助・救急活動体制.....	風水-34
第2節	救助・救急体制の整備.....	風水-34
第8章	医療救護等対策.....	風水-35
第1節	初動医療態勢.....	風水-35
第2節	情報連絡体制・傷病者の搬送態勢.....	風水-35
第3節	保健衛生及び動物愛護.....	風水-35
第4節	防疫.....	風水-35
第9章	避難者対策.....	風水-36
第1節	避難態勢.....	風水-36
第2節	避難指示等の判断・伝達.....	風水-36
第3節	避難所の開設・運営.....	風水-37
第4節	要配慮者の安全確保.....	風水-38
第5節	広域避難.....	風水-38
第10章	飲料水・食料・生活必需品等の供給.....	風水-39
第11章	ごみ処理及びし尿・がれき処理.....	風水-39
第12章	遺体の取り扱い.....	風水-39
第13章	ライフライン施設の応急・復旧対策.....	風水-40
第14章	公共施設等の応急・復旧対策.....	風水-40
第15章	応急生活対策.....	風水-40
第16章	災害救助法の適用.....	風水-40
第17章	激甚災害の指定.....	風水-40

第1部 総則

第1章 地域防災計画（風水害編）の概要

第1節 計画の目的

武蔵村山市地域防災計画（風水害編）（以下風水害編においては「本計画」という。）は、災害対策基本法、水防法、東京都地域防災計画（風水害編）及び東京都水防計画に基づき、武蔵村山市防災会議が作成する計画であって、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機能がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における洪水等風水害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を風水害から守ることを目的とする。

第2節 計画の前提

本計画は、今日までに発生した台風や集中豪雨などの実災害から得た教訓や、近年の社会経済情勢の変化などを可能な限り反映し、策定した。また、平成24年の災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえ、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策の推進を図るものとする。

なお、風水害編に特に記載のない事項については、震災編を準用する。

第3節 計画の構成

本計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成		主な内容
震災編	第1部 総則	多摩直下地震による被害想定、減災目標、市及び関係防災機関の役割等
	第2部 災害予防計画	市及び防災機関が行うべき予防対策、市民及び事業所等が行うべき措置等
	第3部 災害応急復旧計画	地震発生後に市及び防災機関がとるべき応急・復旧対策、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用等
	第4部 災害復興計画	被災者の生活再建や復興を図るための対策
	第5部 南海トラフ地震対策	災害防止対策、災害応急対策等
風水害編	第1部 総則	風水害の危険性等
	第2部 災害予防計画	市及び防災機関が行う風水害の予防対策、市民及び事業所等が行うべき措置等
	第3部 災害応急復旧計画	風水害の警戒段階、風水害の発生後に市及び防災機関がとるべき応急・復旧対策等
大規模事故編		大規模事故災害の予防、応急復旧対策、大規模火山噴火への応急措置
資料編		関連データ、例規、様式等

第4節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、風水害防災対策を推進する必要がある。

このため、風水害に関する施策や事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、風水害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練などを通して本計画の習熟に努め、風水害への対応能力を高める。

第5節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年、検討を加え、必要があると認めたとときに修正する。

なお、修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を武蔵村山市防災会議に提出する。

第2章 市の概況

震災編第1部第2章第1節「市の概況」に記載のとおり。

第3章 市、東京都及び防災機関等の役割

震災編第2部第2章「市、東京都及び防災機関等の役割」を準用する。

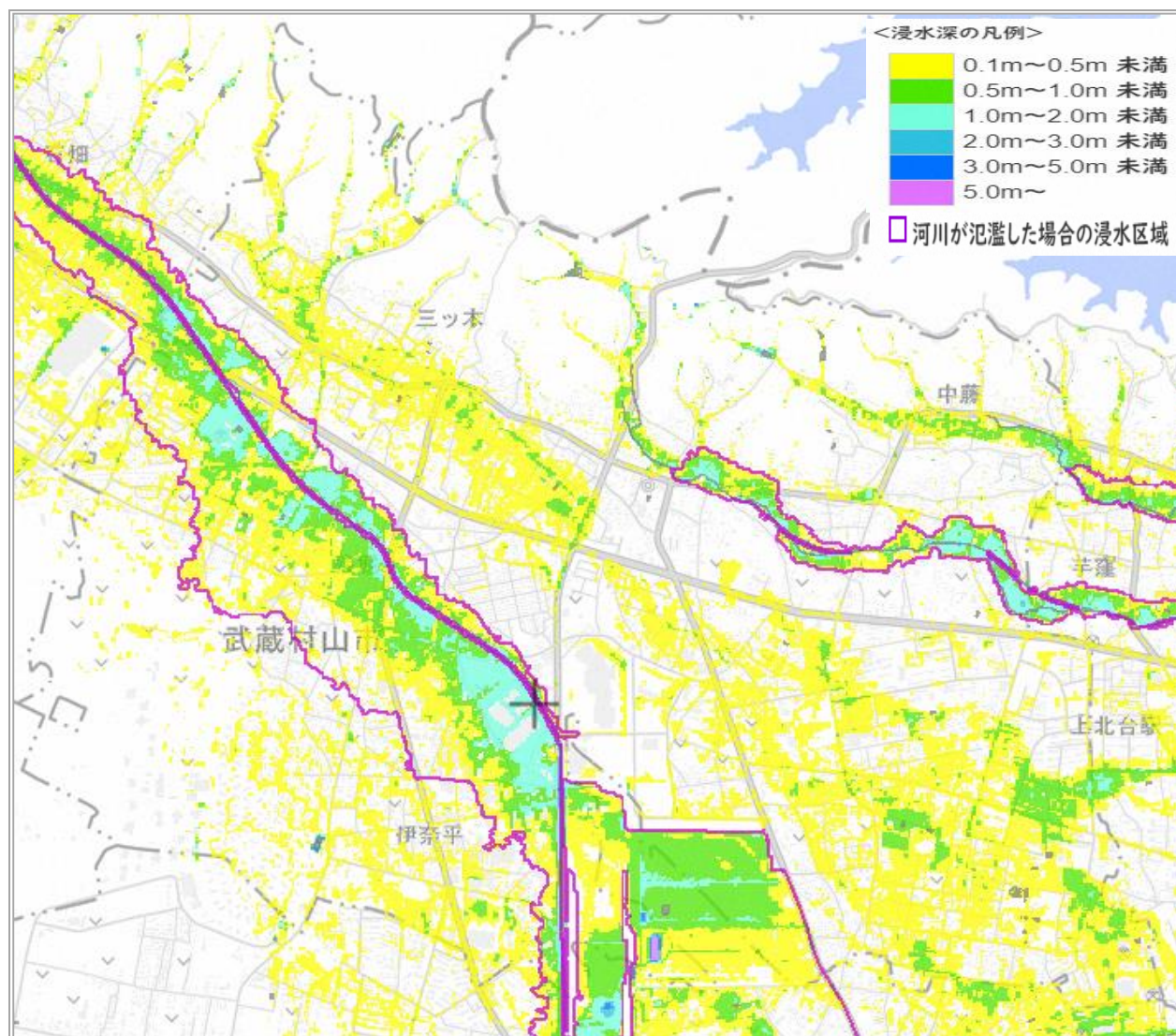
第4章 災害危険区域

第1節 浸水予想区域

東京都及び区市で構成される都市型水害対策連絡会では、河川や下水道の整備水準を大きく上回る想定最大規模の大雨が降った場合を想定し、市民等に対して地域の水害に対する危険性をあらかじめ周知し、自ら避難等の対策を講じていただく目的で浸水予想区域図を作成している。

市内には、柳瀬川流域（柳瀬川、空堀川、奈良橋川）及び黒目川流域（黒目川、落合川）で時間最大雨量156mmかつ総雨量657mm、残堀川流域（残堀川）で時間最大雨量153mmかつ総雨量690mmの降雨が発生した際の浸水予想区域が広範囲に分布し、河川沿いでは最大2mの水深と予測されている。

〈本市周辺の浸水予想区域の分布〉



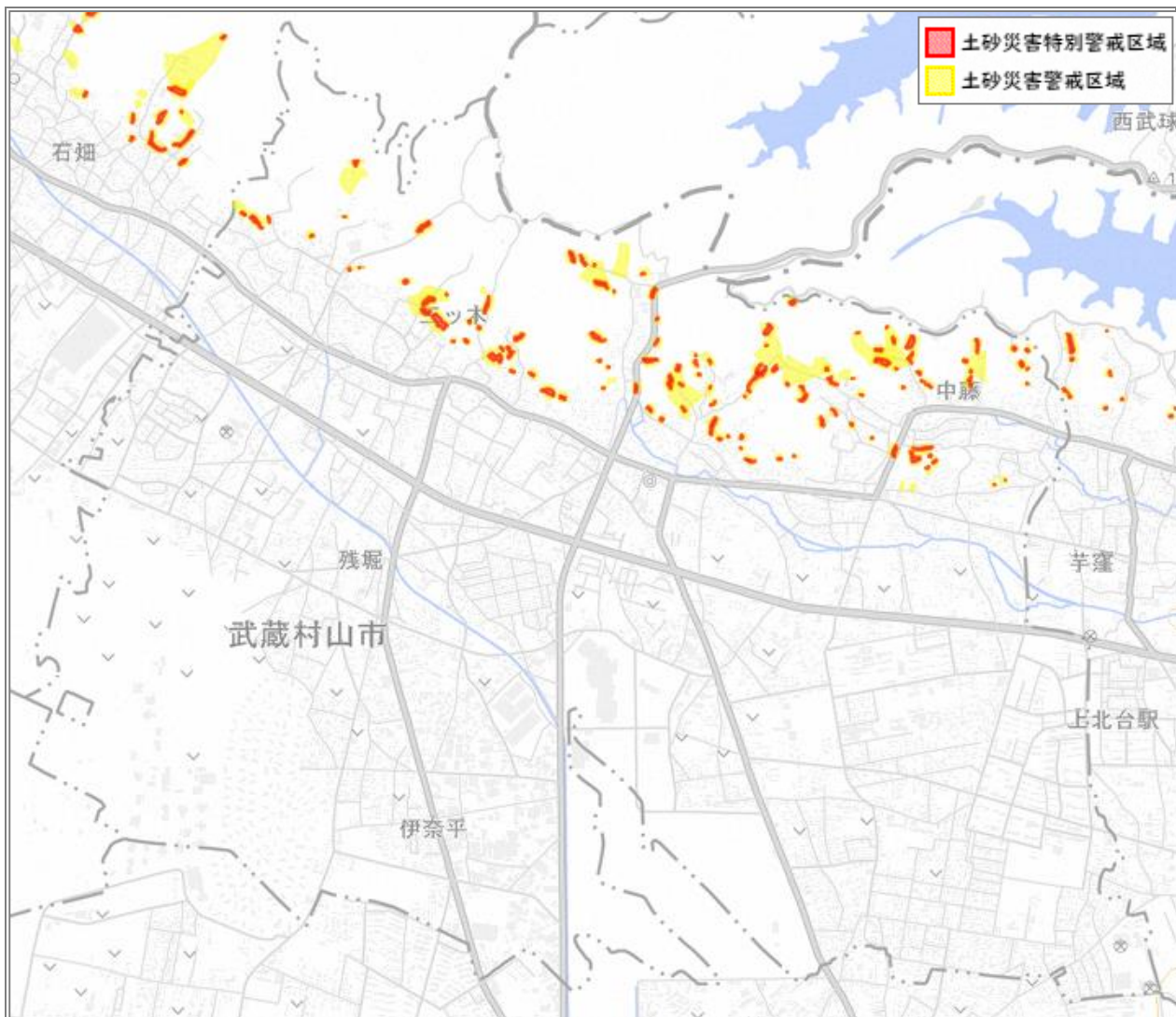
(東京都ホームページより)

第2節 土砂災害警戒区域

東京都は、土砂災害防止法に基づき、警戒避難体制を整備すべき区域を土砂災害警戒区域に指定し、また、開発行為の制限や建築物の構造規制等を行うべき区域を土砂災害特別警戒区域に指定している。

市内には、土砂災害警戒区域が125箇所（うち土砂災害特別警戒区域が113箇所）指定されており、これらは市北部の狭山丘陵に分布する。

〈本市周辺の土砂災害警戒区域の分布〉



(東京都ホームページより)

第2部 災害予防計画

第1章 水害予防対策

本市には、残堀川と空堀川の2つの一級河川があるが、河川改修により周辺地域への氾濫等による被害はほとんど見られなくなってきた。しかしその反面、市街化が進むにつれ、遊水機能を持っていた田畑等が少なくなり、代わってアスファルトの道路やコンクリート舗装の施設が増加してきたため、豪雨時に大量の雨水が一気に小河川や下水道に流れ込み、排水能力を超えた小河川や下水道管から雨水が路上にあふれ出るなど、いわゆる都市型水害の発生がしばしば見られるようになった。

このため、市では、洪水対策、崖崩れ対策及び都市型水害対策等についてそれぞれの施策を推進している。

第1節 洪水対策

東京都豪雨対策基本方針（平成26年6月改定）を踏まえ、流域の特性や降雨規模を考慮した次の水準を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

(1) 対策強化流域（柳瀬川流域）

- ① 年超過確率1/20規模の降雨（時間雨量65mm）までは浸水被害を防止
- ② 目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保

(2) 一般流域（柳瀬川流域以外）

- ① 時間60ミリ降雨までは浸水被害を防止
- ② 年超過確率1/20規模の降雨（時間雨量65mm）に対し床上浸水等を防止
- ③ 目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保

1 雨水流出抑制対策の推進

都市化の進展による保水、遊水機能の低下を要因とした「都市型水害」の被害を防止、軽減するため、雨水の流出抑制型下水道による整備を推進するほか、公共・公益施設、大規模民間施設及び一般住宅に対しても、雨水流出抑制施設の設置を進める。

なお、東京都豪雨対策基本方針（平成26年6月改定）においては、都内全域（すべての流域）において、時間雨量10mm相当分の雨水流出抑制の達成を目標としている。

2 河川対策

(1) 河川の現況

本市の河川は、水系別に大別すると、多摩川水系の残堀川と荒川水系の空堀川の2つの一級河川がある。この2つの河川の支流として、いくつかの水路があるが、地形及び河川の規模から見て洪水等による被害は局地的で、著しい被害は少ないものと思われる。

ア 残堀川

岸一丁目30番地先から榎一丁目21番地先付近を流れる一級河川で、下流から整備がなされ、今後の治水効果が期待される。

イ 空堀川

本町五丁目野山北公園周辺に源を発し、流出した水は、市役所北側を流れ神明三丁目92番地先から東大和市へと流れている河川で、上砂・神明河道内調節池及び武蔵村山河道内調節池の整備により、治水効果を高めている。

ウ 久保の川

三ツ木四丁目18番地一帯の山から出た水は市立第一中学校の北側を流れ、都道第59号（多摩大橋通り）の地下に設置された雨水幹線に接続されて残堀川に注いでいるが、学園一丁目56番地から神明一丁目58番地付近までの間はカルバート構造の旧川部が残っており、流域一帯の雨水を集めて空堀川に注いでいる。この河川は、全区域改良が施され、かつ、2か所で分水しているが、河床が浅いため異常降雨時には溢水等の危険性がある。

エ 横丁川

岸四丁目1番地の禅昌寺裏山一帯と、三ツ木四丁目5番地付近一帯の山から流れ出た水は、岸三丁目8番地付近で合流し、三ツ藤三丁目22番地付近から残堀川に注いでいる。なお、この河川は、逐次護岸改修が進み上流の一部を残すのみとなったが、河床は未整備であり、河床の浅い所で、異常降雨時に溢水等の危険性がある。

(2) 河川改修

河川は、急激な市街化に伴い、異常降雨時において一時的に流量が増大し、被害が発生することがある。

そこで、市の管理する河川については、年次計画を定め、護岸かさ上げ、しゅんせつ等積極的に改修整備を進める。

また、都で管理する一級河川である残堀川については、改修工事が進められ、本市区間は整備済みである。

空堀川については、下流より河川改修を行っている。

3 下水道対策

(1) 市道路下水道課

下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。

このため市では浸水対策として、1時間50mmの降雨に対処できる施設の整備を行うとともに、流出先河川の整備や流域下水道雨水幹線の整備と連携し、計画的な整備推進に努める。

また、市は、都下水道局と連携し、浸水対策への備えや危険性の周知、指導を行う。

(2) 都下水道局

多摩地域においては、分流式で整備した地域は、汚水排除を優先せざるを得なかったため、雨水排水施設整備が遅れており、広範囲にわたり浸水被害が発生している。また、雨水の放流先となる河川がないなど、市単独では雨水排除が困難で、かつ浸水被害が複数の市にまたがる地域がある。これらの状況を改善するため、本市においては、空堀川上流雨水幹線を整備中であり、市の雨水整備と連携を図る。

4 水防災総合情報システム

都では、水防上必要な地点に水位計、雨量計を設置している。本市における河川水位の観測地点は、残堀川では青岸橋、空堀川では中砂橋、神明橋、新薬師橋である。また、地上雨量の観測地点は、残堀川の青岸橋である。その他神明橋下流に、河川監視カメラを設置している。

また、市でも、市役所、小中一貫校大南学園第七小学校、残堀・伊奈平地区学習等供用施設の3箇所雨量計を設置している。

5 大規模洪水氾濫に対する減災の取組の推進

市は都や関係機関と連携し、大規模な洪水氾濫に対して円滑かつ迅速な避難や水防活動、氾濫水の迅速な排水等を実施するため、関係機関が一体的かつ計画的に取り組む事項を定めた「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針（東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会、令和元年一部改定）」の実施を推進する。

6 市民への洪水情報の提供

洪水の危険が予想される際に、迅速かつ的確な判断を下せるよう、都から市に雨量・気象情報について提供される。

また、気象情報会社から収集した気象情報及び都から収集した気象情報を活用し、市民からの通報や気象情報の問合せの窓口の充実を図る。

7 洪水ハザードマップの普及

都市型水害対策連絡会で作成した情報を基に、東京都が作成した、残堀川流域、黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域の浸水予想区域図の情報による洪水ハザードマップを令和2年に作

成しており、地域住民に対して積極的に普及する。

8 避難態勢の整備・確立

(1) 重要施設の点検と浸水対策

水災対策の要となる重要施設が、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

ア 重要施設：市庁舎・出張所、防災倉庫、避難所

イ 対策例：施設の床面・機器のかさ上げ、止水板の設置等

(2) 資器材、物資の備蓄

水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を平常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう体制を点検し、充実を図る。

(3) 迅速かつ的確な情報収集

ア 洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応を図るため、正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、市は、防災関係機関と連携を図り、情報交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。

イ 要配慮者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行う。また、市民等が必要としている情報をテレビ、ラジオ等で迅速に提供するように、マスコミ等との連携の強化を図る

ウ 避難指示等の発令基準を設定する場合には、都市河川の特性を考慮して、①準備基準、②指示基準の2段階に分けて情報を提供するなど、市民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりに努める。

9 広報・啓発

洪水ハザードマップ等により、市民が浸水の危険箇所や避難場所等を事前に確認できるようにするとともに、水害の危険性や対策の必要性をパンフレット等の配布や市ホームページ等への掲載を通じて周知する。

第2節 土砂災害に関するソフト対策

土砂災害防止法により、都知事から指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒地域における土砂災害を防止するために必要な避難態勢に関する事項を定める。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法その他警戒区域における円滑な避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により市民への周知を図る。

警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、災害時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては施設の名称及び所在地を本計画（資料23参照）に定め、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成等を施設管理者等に求める。

第3節 崖崩れ対策

崖、擁壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、市は、都と連携し、自然崖について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による総合的な崖崩れ防止事業の推進に努める。

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく崖崩れ防止事業の推進に努める。

2 規制指導等の強化

崖地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき防災上の見地から指導を行う。

今後、新たに工事を行う者に対しては、これらの指導を更に強化するほか、既設の危険な崖・擁壁の所有者や管理者に対しても、宅地の保全や災害防止のための必要な措置が講ぜられるよう、積極的に指導を行う。

第2章 都市施設対策

電気、ガス、水道、通信等のライフライン施設や道路等の施設について、平常時から被害を最小限にとどめるための対策を行うとともに、ライフラインの施設が十分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全対策を行う。

第1節 ライフライン施設

1 電気施設（東京電力グループ）

電気施設の防災計画として、洪水、強風への対策を実施する。

対策	目標
洪水	計画高水位以上とする。
強風	1 建物に対する風圧力は、建築基準法による。 2 送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備に関する技術基準の各該当項目による。

2 ガス施設（武陽ガス）

震災編第2部第4章第1節4「ガス施設（武陽ガス）」を準用する。

3 水道施設（都水道局）

- (1) 浄水場等が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送水管のネットワーク化を進めていく。
- (2) 河川を横断する水管橋や添架管の流出などの被害を未然に防ぐため、断水影響人口などを考慮し、優先順位をつけて地中化を図っていく。
- (3) 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等の自家用発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにする。

4 通信施設（NTT東日本・NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク）

震災編第2部第4章第1節5「通信施設（NTT東日本・NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク）」を準用する。

第2節 道路及び交通施設

1 道路施設の安全対策

各機関における予防対策は、次のとおり。

機関名	内容
市	管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路、橋りょうの強化及び必要な防災施設の整備を行う。
北多摩北部建設事務所	落橋を防止するため、全橋りょうについて5年サイクルで定期点検を実施し、その点検結果を活用して、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。
東大和警察署	風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 1 表示板等、風圧を受けるおそれのある施設の取付けは、必要最小限度とする。 2 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検及び風水害発生直後の特別点検を実施する。

第3章 農業施設対策

市及び都は、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事のほか、必要に応じてハザードマップの作成配布等のソフト対策を実施し、地域の安全性の確保を図る。農業施設の防災計画では、かんがい施設に重点を置き、降雨時の湛水^{たんすい}排除問題をあわせて考慮する。

第4章 応急活動拠点等の整備

震災編の第2部第6章「応急活動拠点等の整備」を準用する。

第5章 地域防災力の向上

第1節 市民等の役割

風水害の特性を考慮し、次の防災行動を市民等に普及する。

- 1 5段階の警戒レベルの意味（第3部第9章第2節「避難指示等の判断・伝達」参照）や早期避難の重要性を理解しておく。
- 2 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や被害状況などを覚えておく。
- 3 浸水・土砂災害ハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握し、適切な対策を講じておく。
- 4 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出品を準備しておく。
- 5 台風などが近づいた時の予防対策や避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 6 あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認を行っておく。
- 7 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 8 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- 9 都や国がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報等を確認する。
- 10 気象情報や市の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- 11 市、都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 12 自治会などが行う地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 13 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 14 病気、障害、高齢等の事情により、災害時の避難に支障がある方は、市の避難行動要支援者名簿への登録手続きを行い、避難時等の計画を立ておく。また、地域ぐるみで避難を支援できるようにしておく。

第2節 自主防災組織等の強化

震災編第2部第7章第2節「自主防災組織等の強化」を準用する。

第3節 事業所防災体制の強化

震災編第2部第7章第3節「事業所による自助・共助の強化」を準用する。

第4節 行政・事業所・市民等との連携

震災編第2部第7章第4節「市民・行政・事業所等の連携」を準用する。

第6章 ボランティア等との連携・協働

震災編第2部第8章「ボランティア等との連携・協働」を準用する。

第7章 防災運動の推進

市民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を図る。また、自ら避難するときの注意、浸水に対する心得など防災対策に取り組みよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

第1節 防災意識の啓発

1 防災広報の充実

(1) 市が行う広報内容の基準

- | | |
|--------------------------------------|---------------|
| ア 台風・集中豪雨に関する一般知識 | イ 各防災機関の風水害対策 |
| ウ 竜巻に対する備え | エ ゲリラ豪雨対策 |
| オ 家庭での風水害対策 | カ 避難する時の注意 |
| キ 土砂災害に対する心得 | ク 台風時の風に対する対策 |
| ケ 災害情報の入手方法 | コ 応急救護の方法 |
| サ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法 | |
| シ 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令に関する取扱い | |
| ス 避難指示等に関する取扱い（要配慮者避難向け準備情報を含む） | |

(2) 各防災機関の広報

機関名	内容
市	防災パンフレット配布や要配慮者支援等の講習会、防災訓練の実施などを通じて、市民の防災意識の向上を図る。 ハザードマップの配布等に際し、適切な避難先、警戒レベル等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。
北多摩西部 消防署	1 チラシ、小冊子等広報印刷物、ホームページ、アプリ、SNS及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。 2 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 3 都民防災教育センターにおいて、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の疑似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。 4 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発

2 防災教育の充実

機関名	内容
北多摩西部 消防署	過去の消防活動や経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から市民が自らの生命・身体・財産を確実に守ることができるようさまざまな普及啓発を行う。 1 市と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。 2 都総務局と連携し、東京マイ・タイムラインの普及啓発を行う。 3 家庭で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。 4 都民防災教育センターにおいて防災知識の普及啓発を図るとともに、風水害コーナーで災害疑似体験訓練を行う。 5 児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。 6 女性防火組織、消防少年団の育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。

このほか、他機関の防災教育の充実については、震災編の第2部第9章第2節「防災教育・防災訓練の充実」を準用する。

第2節 防災訓練の充実

1 市の防災訓練

洪水・土砂災害のハザードマップに記載の危険区域で災害が発生した場合を想定し、本部運営、避難対策等の訓練を実施する。

その他震災編の第2部第9章第2節「防災教育・防災訓練の充実」を準用する。

2 無線通信訓練

震災編の第3部第2章第1節2（4）「無線通信訓練の実施」を準用する。

3 水防訓練

機関名	内容
市・消防団 北多摩西部消防署	市、消防団、北多摩西部消防署が連携し、毎年、水防訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、訓練を実施する。 1 参加者 市、消防団、消防署、市民（自主防災組織等） 2 訓練項目 次の全部又は一部を協議選択して実施する。 部隊編成訓練、情報通信訓練、本部運営訓練、水防工法訓練、救助救急訓練、その他水災時の活動に必要な訓練
都建設局	関係防災機関と協力又は協働し水防訓練を実施する。 参加機関 都建設局、警視庁、東京消防庁、市

4 警備訓練

機関名	内容
警視庁	風水害に関する災害警備訓練を実施し、災害時における警備態勢の確立と事案対処処理能力の向上を図る。 1 訓練項目 (ア) 救助活動要領 (イ) 救命索操作要領 (ウ) 舟艇操法（船外機操法を含む。） (エ) 水防工法 (オ) 埋没者発掘要領 (カ) 簡易架橋 (キ) 避難誘導 (ク) 交通規制 (ケ) 照明資機材の操作要領 (コ) 災害重機の操作要領 (サ) 広報活動 (シ) 通信訓練 2 実施時期及び場所 実施時期は、原則として5月以降10月までとする。場所は、その都度定める。

5 指定公共機関等の訓練

指定公共機関は、各社の業務計画に基づき、職場ごとに防災訓練を実施する。

第3部 災害応急復旧計画

第1章 初動態勢

第1節 市災害対策本部の組織・運営

震災編第3部第1章第2節「武蔵村山市災害対策本部の組織・運営」を準用する。

第2節 災害応急対策

市は、市域に風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び市地域防災計画で定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方公共機関並びに市域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

1 市の水防態勢

気象状況により、浸水その他水害が発生し、又は発生するおそれがあるときの市の防災態勢は次のとおりとする。

各対策部		担当部局		主な活動内容等
災害対策部	指揮班	総務部	防災安全課	○気象情報の収集 ○被害状況の総括 ○危険箇所等の巡視 ○関係機関との情報連絡体制 ○職員の動員、消防団の出動要請 ○災害情報などの入力、防災行政無線対応など
	現場班		総務契約課	
	情報班		文書法制課	
	通信班		職員課	
企画財政部	秘書広報班	企画財政部	秘書広報課	○市民への情報提供・マスコミ対応 ○市民電話対応 ○システム関係
	市民班		企画政策課 (資産経営係)	
	システム班		行政経営課	
都市整備部	都市整備対策班	都市整備部	都市計画課	○被害状況の調査 ○関係団体との調整 ○緊急一時対応
			交通企画・モノレール推進課	
			区画整理課	
			道路下水道課 施設課	
議会対策部	議会班	議会事務局	○議員の対応	
避難所設置運営対策部	避難所設置運営対策第1班	教育部	教育総務課	○避難所の開設・運営 (1) 対応職員数(目安) 4~7名 ※避難所によって異なる (2) 保健師 常駐と巡回で対応 (3) 物資・人的輸送 2名
			教育指導課	
			学校給食課	
			文化振興課	
			スポーツ振興課	
		図書館		
	健康福祉部	高齢福祉課 (保健師のみ)		
		障害福祉課 (保健師のみ)		
	避難所設置運営対策第2班	市民部	市民課	
			保険年金課	
			課税課	
	子ども家庭部	子ども子育て支援課 (保健師のみ)		
子ども青少年課				
避難所設置運営対策第3班	企画財政部	子ども子育て支援課		
		企画政策課 (企画政策係)		
		会計課		
		選挙管理委員会事務局		
避難所設置運営対策第4班	健康福祉部	福祉総務課		
		生活福祉課		
		高齢福祉課		
		障害福祉課		

		協働推進部	協働推進課 産業観光課 環境課 ごみ対策課	
	避難所設営運営対策第5班	企画 財政部	財政課	
		監査	事務局	
		子ども 家庭部	子ども子育て支援課 (保健師のみ)	
新型コロナウイルス感染症対策部	新型コロナウイルス感染症対策班	健康福祉部	健康推進課	○新型コロナウイルス感染症に関する対応
要支援者対策部	要支援対策班	健康福祉部	福祉総務課 (要支援者対応者のみ)	○要支援者に関する対応

ただし、水害の規模が拡大し、又は拡大するおそれがあり、市長が必要と認めるときは災害対策本部を設置する。

2 夜間・休日等における初動態勢の確保

夜間・休日等の勤務時間外における風水害等の非常事態への対処に当たっては、マニュアルや各部署・職員における緊急連絡網等を整備しておき、速やかに適切な初動態勢が確保されるよう備える。

3 市職員の配備態勢及び主な活動内容

配備態勢	判断基準	主な活動	配備人員
水防情報連絡態勢	武蔵村山市に気象警報が発表されると予想されるとき	1 気象情報及び市内状況等の情報収集 2 市内の危険箇所等の巡視 3 職員の自宅待機★ 4 対策会議★	各部長 防災安全課 都市整備部(必要人員) 各部職員(必要人員) ★
水防第1配備態勢	武蔵村山市に気象警報が発表される可能性が高いとき	1 避難所の開設判断 2 市内の巡回(消防団) 3 職員の自宅待機 4 関係機関への連絡 5 対策会議★	市長、副市長、教育長 各部長、防災安全課 都市整備部(必要人員) 各部職員(必要人員) 消防団員(必要人員)
水防第2配備態勢	避難情報警戒レベル3(高齢者等避難)又は4(避難指示)を発令するとき	1 災害対策本部の設置 2 避難情報の発令 3 発令に伴う避難所の開設 4 水防活動等	市長、副市長、教育長 各部長、防災安全課 都市整備部(必要人員) 各部職員(必要人員) 消防団員(必要人員)
水防第3配備態勢	避難情報警戒レベル5(緊急安全確保)を発令するとき	広域的災害応急活動	市職員全員 消防団員全員

(注)「★」の活動は台風のケース、その他は台風以外の大雨のケースである。

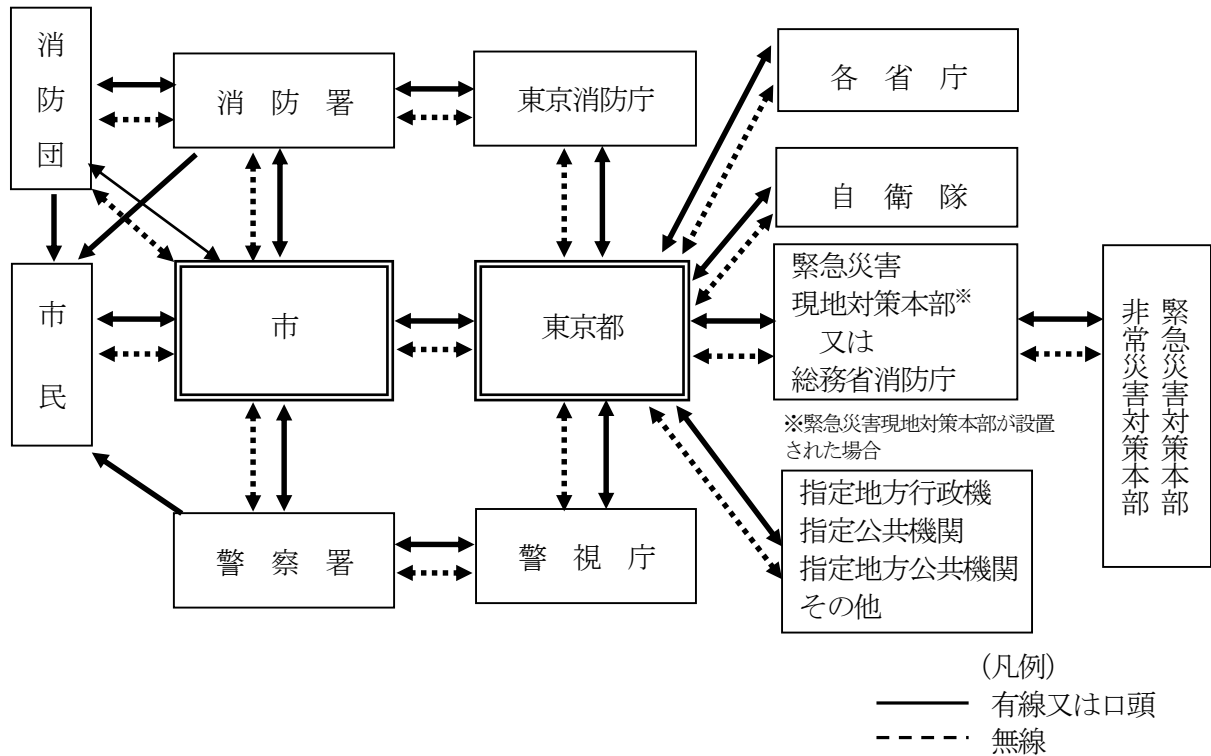
第2章 情報の収集・伝達

災害時に各防災機関は、情報連絡態勢をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

第1節 情報連絡態勢

1 通信連絡系統

(1) 連絡系統



(2) 情報連絡態勢

震災編第3部第2章第1節「情報連絡態勢」を準用する。

2 通信施設の整備及び運用

震災編第3部第2章第1節2「通信施設の整備及び運用」を準用する。

3 非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）

震災編第3部第2章第1節3「非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）」を準用する。

4 全国瞬時警報システムの利用

震災編第3部第2章第1節5「全国瞬時警報システムの利用」を準用する。

第2節 災害予警報等の伝達

1 情報収集・伝達態勢

機関名	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくは東大和警察署から通報を受けたとき、又は市が情報を収集し発見したときは、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。 2 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内的の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等、市民等に周知する。 3 特別警報、警報及び重要な注意報について、都又はN T Tからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等に通報するとともに、東大和警察署、北多摩西部消防署、都政策企画局等の協力を得て、市民に周知する。
東京都	<ol style="list-style-type: none"> 1 都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、測候所、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。 2 都総務局は、必要があるときは、都各局の連絡責任者を招集し、又は応対策本部を開設して、台風、その他の重要な情報について、気象庁の解説を受ける。 3 特別警報、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。 4 都各局は、自ら収集した災害原因に関する情報を、直ちに都総務局に通知するとともに、都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、直ちに所属機関に通報する。
東大和警察署	災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに関係市長に通知する。
東京消防庁	都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、消防署、消防出張所を通じて管内住民に周知する。
N T T東日本	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象業務法に基づいて気象庁からN T T東日本に通知された特別警報及び警報は、各市町村に通報する。 2 警報の伝達にはFAXを使用し、関係機関へ通報する。 3 警報に関する通信は優先して取り扱う。
その他の防災機関	都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、特別警報、警報及び注意報について、直ちに所属機関に通報する。

2 気象情報の早期収集

市は、大雨等による避難指示等の発令判断や防災態勢の検討等を行う際に、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

3 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報共有

市は、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の他市町村と連携し、必要な情報(避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図る。

<黒目川・柳瀬川流域>立川市、小平市、東村山市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市
 <残堀川流域>立川市、昭島市、青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町

4 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報共有

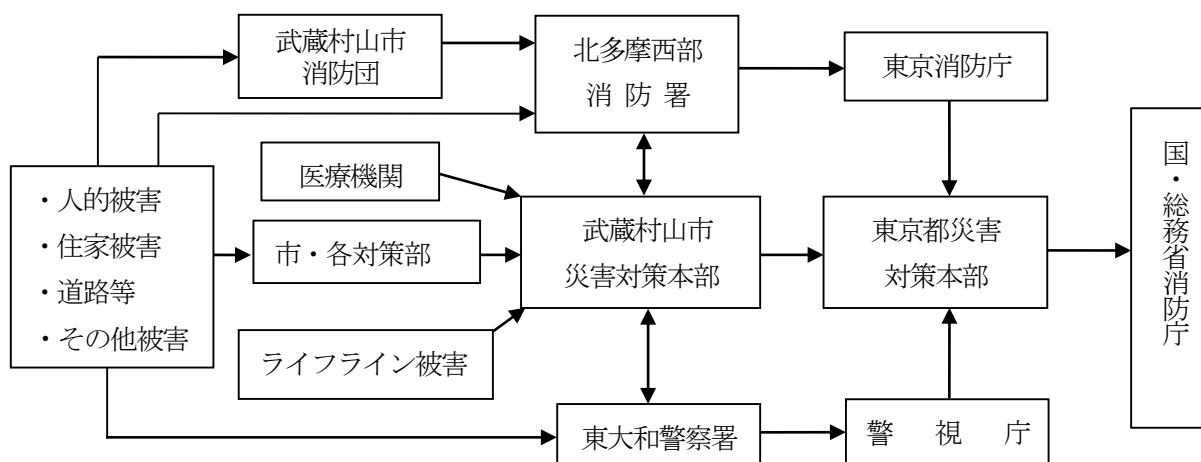
市は、災害時の危機管理態勢を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての市民に対する周知、啓発等に努める。

また、気象庁から全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）により送信されている竜巻注意情報について、市の判断に応じ、防災行政無線等の自動起動等を行う。

5 特別警報が発表された時の情報の共有

市は、特別警報について、都、総務省消防庁、NTT東日本から通知を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとる。

第3節 被害状況等の報告態勢



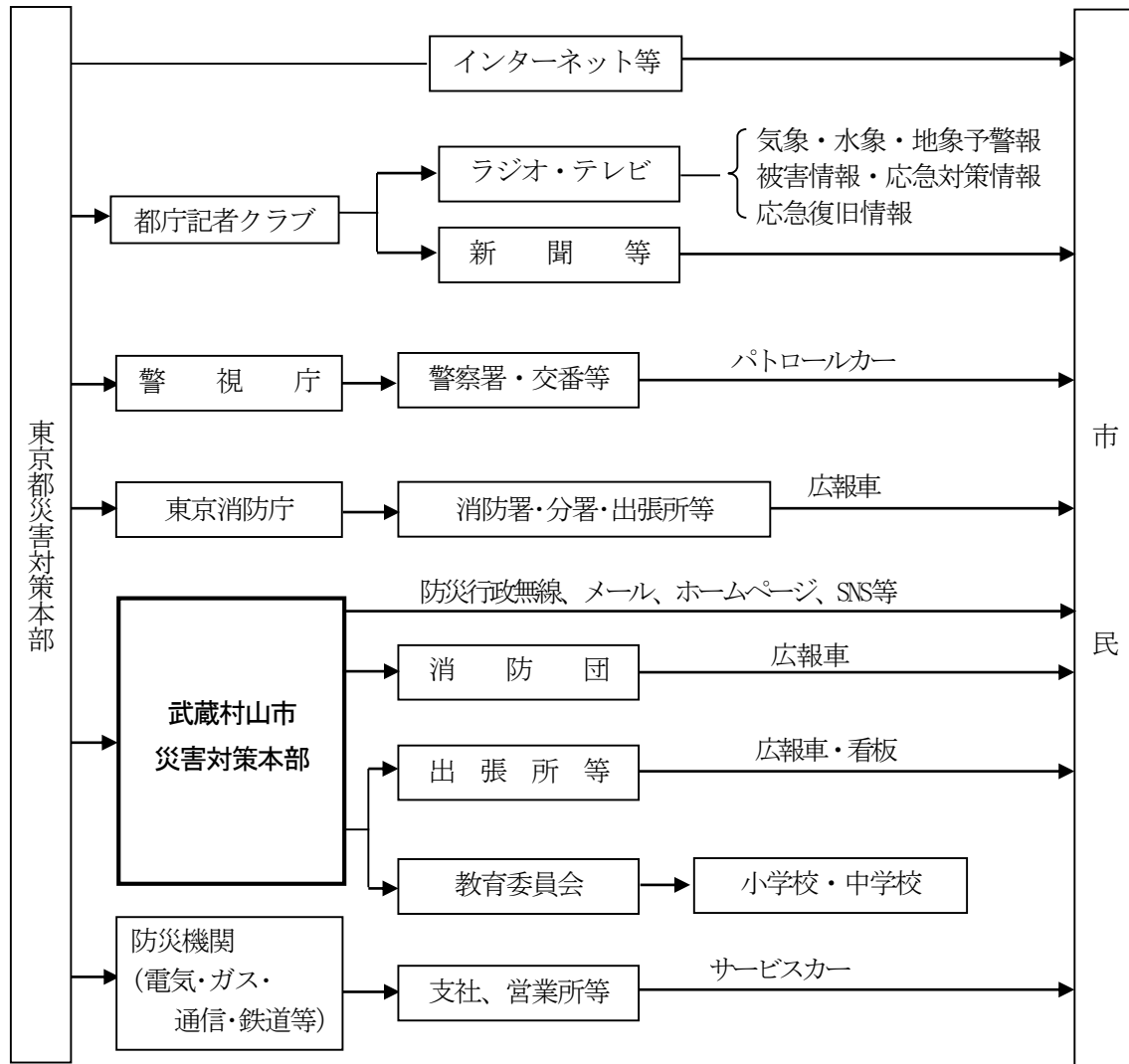
《被害状況の報告・伝達系統図》

第4節 各機関の報告態勢

機関名	内 容																						
市	<p>災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお報告が都にできない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報告すべき事項 <p>災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項</p> 2 報告の方法 <p>原則として、災害情報システム(DIS)の入力による。ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、都防災行政無線、電話、FAX等により報告する。</p> 3 報告の種類・期限等 <p>報告の種類、期限、様式及び提出部数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="470 741 1412 1111"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災通知</td> <td>即時</td> <td>被害第1報報告</td> </tr> <tr> <td>被害措置概況速報</td> <td>即時及び都が通知する期限内</td> <td>被害数値報告、被害箇所報告</td> </tr> <tr> <td>要請通知</td> <td>即時</td> <td>支援要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確定報告</td> <td>災害確定通知</td> <td>応急対策を終了した後20日以内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>同上</td> <td>被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td>災害年報</td> <td>4月20日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table> 4 災害救助法に基づく報告 <p>災害救助法に基づく報告については、第3部第17章「災害救助法の適用」に定めるところによる。</p> 	報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	被害第1報報告	被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	被害数値報告、被害箇所報告	要請通知	即時	支援要請	確定報告	災害確定通知	応急対策を終了した後20日以内	災害総括	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報	災害年報	4月20日	災害総括
報告の種類	入力期限	入力画面																					
発災通知	即時	被害第1報報告																					
被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	被害数値報告、被害箇所報告																					
要請通知	即時	支援要請																					
確定報告	災害確定通知	応急対策を終了した後20日以内	災害総括																				
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報																				
災害年報	4月20日	災害総括																					
東京都	<ol style="list-style-type: none"> 1 都各局は、区市町村の例により所管施設及び所管業務に関する所在区市町村別の被害状況等を調査し、都総務局に報告する。 2 都各局の出先事業所は、周辺地域の被害状況や参集した職員から収集した被害状況を、別に定める報告要領に基づき、都総務局に報告する。 3 都総務局は、区市町村、都各局、指定地方公共機関等関係機関からの報告をとりまとめ、消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条及び災害対策基本法第53条に基づき国(総務省消防庁)に報告するほか、他関係防災機関に被害状況等を通報する。 4 都総務局は状況により必要がある場合は、災害地調査班を編成し、現地の状況を調査する。ただし、班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜定める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 調査事項は、災害原因、被害状況、応急措置状況、災害地住民の動向及び要望事項、現地活動の隘路、その他必要事項とする。 (2) 現地調査に当たっては、災害対策用車両の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一都総務局に報告する。なお、調査の際、重要な情報があるときは、直ちに報告する。 5 都総務局は、被害状況等を取りまとめ、必要に応じ、区市町村等の関係防災機関に提供する。 																						

第5節 災害時の広報及び広聴活動

1 広報活動



(1) 市及び防災機関

機関名	内容
市	1 市域や所管施設において、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに東大和警察署、北多摩西部消防署及び武蔵村山市消防団と連携して、必要な広報活動を実施する。 2 市は、地域FM局やケーブルテレビ局、防災行政無線、メール、ホームページ、SNS等を活用して、被災・復旧などの情報を発信する。
東大和警察署	1 管下交番及び駐在所から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して、次の事項等に重点を置いて、適時活発な広報活動を実施する。 (1) 気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し (2) 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動 (3) 感電、転落、でき水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起 (4) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 (5) 犯罪の防止 (6) その他、各種告示事項 2 広報手段は次のとおりである。 (1) パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー等による広報 (2) 拡声装置、携帯用拡声機による広報 (3) ヘリコプターによる広報 (4) ホームページ、災害対策課 SNS 等による広報 (5) テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供 (6) 相談所の開設

北多摩西部 消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点を置き、適時的確な広報活動を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 気象及び水位の状況 (2) 水災及び土砂災害に関する情報 (3) 被災者の安否情報 (4) 水防活動状況 (5) 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ 2 広報手段は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供 (2) 消防車両の巡回 (3) デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS (4) 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供
東京電力 グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報内容は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気による二次災害等を防止するための方法 (2) 避難時の電気安全に関する心構えについての情報 (3) 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報 2 広報手段は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク※）及び新聞等の報道機関を通じた広報 (2) ホームページ等を通じた広報 (3) 市の防災行政無線（同報系）の活用 (4) 広報車等による直接当該地域への周知
NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況、被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。 2 ホームページ、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。 3 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。
KDDI	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報内容は、通信の被害・疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請 2 広報手段は、報道機関及びホームページ等を通じて広報を行う。
ソフトバンク	<p>災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 2 災害用伝言板及び音声お届けサービス等の協力要請 3 その他必要とする事項
武陽ガス	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報内容は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項 (2) ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し 2 広報手段は、ホームページ、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体等とする。

※ラジオ・ライフラインネットワーク

在京ラジオ・FM7局がライフライン5社と連携して構築している恒久的ネットワークにより、各放送局の全電波に直接ライフラインから被災、復旧等の情報を放送する。（構成メンバー：NHKラジオ、TBSラジオ、NTTドコモ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、東京FM、J-WAVE、NTT東日本、東京電力グループ、東京ガス、都水道局）

(2) 避難指示等の情報伝達

ア 市及び都は、災害発生時、災対本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、災対本部設置に至らない場合でも、市民等に対しマスコミと連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

イ 具体的な対応については、マスコミとの申し合わせにより、放送を活用した避難指示等の情報提供を行う。

(7) 実施機関

東京都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

(イ) 伝達する情報

- ① 高齢者等避難
- ② 避難指示
- ③ 緊急安全確保
- ④ 警戒区域の設定

2 広聴活動

震災編第3部第2章第4節2「広聴活動」を準用する。

3 報道機関への発表

震災編第3部第2章第4節3「報道機関への発表」を準用する。

第6節 災害時の放送要請

震災編第3部第2章第5節「災害時の放送要請」を準用する。

第3章 応援協力・派遣要請

震災編第3部第3章「応援協力・派遣要請」を準用する。

第4章 水防対策

洪水等による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するために、河川、道路等に対する水防上必要な監視、予報、警報、通信、連絡及び輸送及び水防のための活動、応援協力並びに水防に必要な器具、資材、設備等について定める。

市の応急活動

		発災 被害の発生		
事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
○気象情報、水位 ○警報等の受信、	情報等の収集・伝達 ○水防活動開始	○高齢者等避難 ○避難指示	○災害派遣要請 ○広域応援要請	

第1節 水防情報

1 気象情報

気象庁等の情報は、水防活動のための基礎的情報であることから、東京都災害情報システム（DIS）及びインターネット等を有効に活用し入手する。

(1) 東京都災害情報システム（DIS）

DISを活用することで、「東京都水防災総合情報システム」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集し、災害対策の検討等に活用する。

(2) 防災情報提供システム

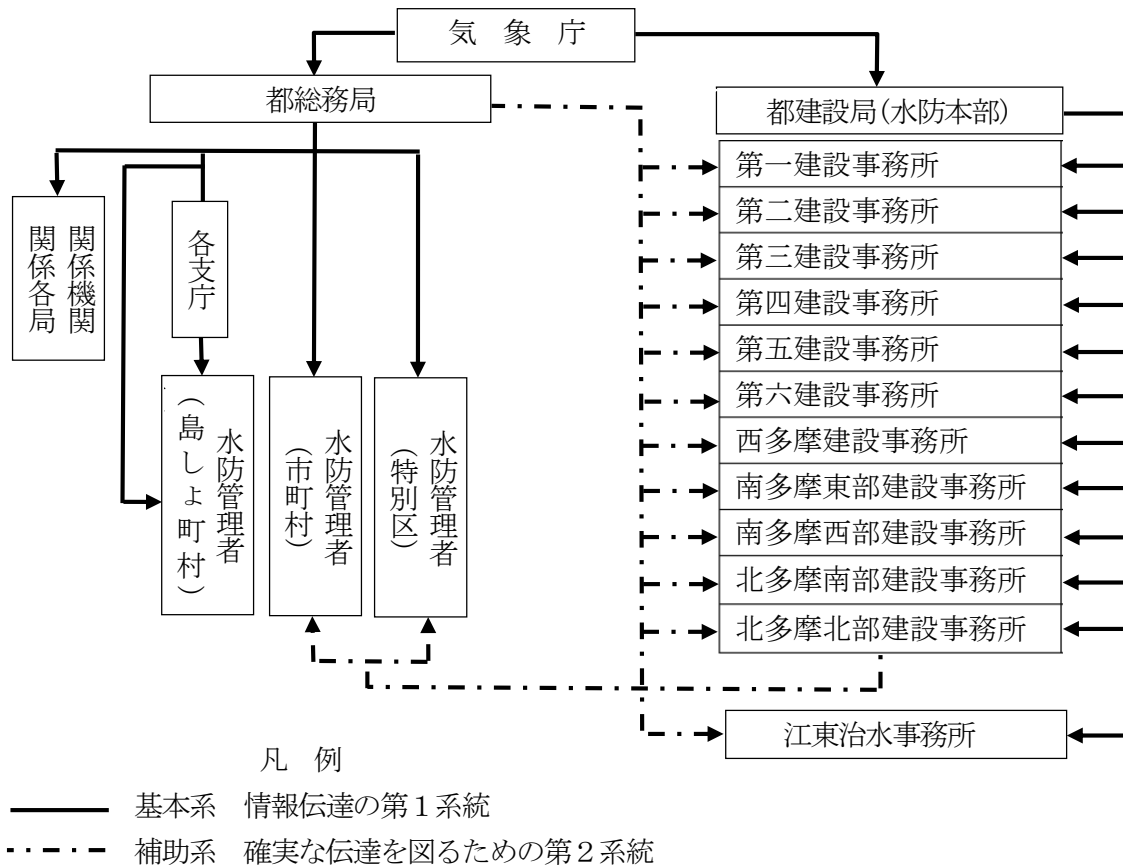
ア 気象庁が専用線及び汎用のインターネット（電子メール、Web）を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を市、都等の防災機関へ提供するシステムであり、その各種防災気象情報を活用する。

イ 各種防災気象情報のほか、流域雨量指数の予測値、大雨（土砂災害、浸水害）・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲がもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。市が行う避難情報の発令判断の参考に利用する。

ウ 水防活動に用いる気象等の注意報、警報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報である。

エ 注意報・警報の発表基準、発表官署、担当区域、切り替えについては、「気象庁予報部が行う注意報・警報の種類及び発表基準」が適用される。

2 気象情報伝達系統図



(注1) 気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達。

(注2) 気象庁が発表した気象情報のうち、警報・特別警報については、伝達系統図以外に総務省消防庁及びN T T東日本を通じて区市町村に伝達。

3 土砂災害警戒情報

市は、都から「土砂災害警戒情報」が伝達された場合は、市内の土砂災害警戒区域の市民等に対して同情報の伝達を行い、避難指示等の判断に活用する。

第2節 水防機関の活動

1 水防機関の活動

(1) 市

水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者に対して次の措置をとる。

- ア 出水期前に河川、排水溝、用水等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。
- イ 気象状況等により浸水、河川・用水等の氾濫のおそれのあるときは、直ちに事態に即応した態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。
 - (イ) 気象状況並びに水位に応じて管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するほか、事態に即応した措置を講ずる。
 - (ロ) 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
 - (ハ) 水防作業に必要な資機材の調達を行う。
 - (ニ) 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は直ちに都建設局（水防本部）及び北多摩北部建設事務所に報告する。
 - a 水位が氾濫注意水位に達し、氾濫のおそれがあるとき

- b その他水防上必要と認めるとき
- (d) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させる。
- (e) 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (f) 浸水、河川・用水等の氾濫による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく東大和警察署長にその旨を通知する。
- (g) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序及び保全維持のため東大和警察署長に対して警察官の出動を求める。
- (h) 水防のため必要があると認めるときは、他の水防管理者に対し、応援を求める。応援のために派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- (i) 水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

(2) 消防機関

市においては、消防機関（東京消防庁北多摩西部消防署及び消防団）が、次の水防活動を分担している。

東京消防庁は、管内における情報共有と意思決定の迅速化を図るため、市に必要な要員を派遣する。

ア 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる個所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。

イ 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。

ウ 北多摩西部消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

エ 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、北多摩西部消防署長は、直ちにこれを関係機関に通報するとともに、可能な限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

オ 北多摩西部消防署長は、水防管理者から出場の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出場し、水防作業を行う。

カ 北多摩西部消防署長は、各情報網から局地的大雨が予想される場合及び管轄区域内に大雨警報若しくは洪水警報が発表された場合には水防態勢を発令する。

2 費用及び公用負担

(1) 費用負担

機関名	内 容
市	1 市域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。 2 区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。 3 負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、都知事にあっせんを申請することができる。
東京都	都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする。

(2) 公用負担

ア 公用負担権限

水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる（水防法第28条）。

- (7) 必要な土地の一時使用
- (4) 土石、竹木、その他の資材の使用又は収用
- (9) 車両、その他の運搬用機器の使用

(エ) 工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防機関の長はその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は委任を受けたことを証する書類を携行し、必要がある場合はこれを提示する。

ウ 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。ただし、現場の事情により、その時間的余裕がないときは、事後において直ちに処理する。

エ 損失補償

公用権限負担行使によって損失を受けた者に対し、水防管理者は、時価によりその損失を補償する（水防法第28条）。

3 水防報告

市（水防管理者）は、水防活動終了後3日以内に、水防実施状況を都建設局（都水防本部）及び北多摩北部建設事務所へ、水防活動報告書（東京都水防計画資料編参照）により報告する。

第5章 警備・交通規制

第1節 警備活動

1 警備態勢

機関名	内容
東大和警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備態勢を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行う。 2 風水害警備の態勢は、現場警備本部を設置して、所要の警備に当たるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、速やかに防災コーディネーターを武蔵村山市に派遣して、連絡体制を早期に確立するものとする。

2 警備活動

機関名	内容
東大和警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。 2 風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険箇所の警戒 (2) 災害地における災害関係の情報収集 (3) 警戒区域の設定 (4) 被災者の救出、救護 (5) 避難者の誘導 (6) 危険物の保安 (7) 交通秩序の確保 (8) 犯罪の予防及び取締り (9) 行方不明者の調査 (10) 遺体の調査等及び検視

3 その他

機関名	内容
東大和警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒区域の設定 災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。 2 市に対する協力 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市長から災害応急措置の必要により警察官の出場を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときには積極的に災害応急活動を実施する。 (2) 市の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。 (3) 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。 3 装備資機材の調達及び備蓄 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警察署に装備資機材を保有しておく。 (2) 災害発生時に不足する装備資機材については、別途、民間業者からの借上げにより調達する。

第2節 交通規制

1 交通情報の収集と交通統制

交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を市長（水防管理者）に通報する。

2 交通規制

- (1) 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- (2) 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

3 車両検問

- (1) 主要幹線道路における車両検問を行い、市民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。
- (2) 緊急通行車両の確認については、震災編第3部第5章第3節3の「緊急輸送車両の確認」を準用する。

4 その他

交通の妨害となっている路面水の排水等及び倒木樹木、漂流物、垂下電線等の除去並びに道路、橋等の応急補強については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第6章 緊急輸送対策

第1節 緊急車両等の確保

震災編第3部第5章第3節「輸送車両等の確保」を準用する。

第7章 救助・救急対策

災害時に人命を守るため、平常時から体制を整備し、発災後の迅速な救助・救急を実施する。応援が必要な場合には、自衛隊、広域救急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）などに要請する。

第1節 救助・救急活動体制

機関名	内容
東大和警察署	<ol style="list-style-type: none">1 出水による溺水者、家屋の倒壊、崖（山崩れ）等による埋没者その他負傷者の救出・救護に重点を置いて救助活動を行う。2 負傷者は、直ちに応急措置を施し現場救護所や医療機関に引き継ぐ。3 救出救助に当たっては、都や北多摩西部消防署等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救護の万全を期する。
北多摩西部消防署	<ol style="list-style-type: none">1 市との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を市本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助、救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。2 救助活動に建設資機材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。3 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。4 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

第2節 救助・救急体制の整備

震災編第3部第6章第2節「救助・救急体制の整備」を準用する。

第8章 医療救護等対策

初動医療態勢、後方医療、情報連絡・傷病者の搬送、防疫及び保健衛生等の体制を整備し、災害時に迅速な医療救護等を行う。

市の応急活動

		発災 被害の発生		
事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
		○医療救護所設置 (準備)	○医療機関の被災状況の把握、応援要請 ○医療救護班等の応援要請 ○災害薬事センター設置 ○不足医薬品等の供給要請 ○薬剤師班等の応援要請	○防疫活動

第1節 初動医療態勢

震災編第3部第8章第2節「初動医療態勢」を準用する。

第2節 情報連絡体制・傷病者の搬送態勢

1 情報連絡態勢

- (1) 武蔵村山市医師会等の協力を得て、医療機関の被災状況や活動状況等を把握する。
- (2) 市内の医療機関及び医療救護班との連絡態勢の確保に努める。

2 負傷者等の搬送

震災編第3部第8章第3節1「負傷者の搬送」を準用する。

第3節 保健衛生及び動物愛護

震災編第3部第8章第5節「保健衛生及び動物愛護」を準用する。

第4節 防疫

震災編第3部第8章第6節「防疫」を準用する。

第9章 避難者対策

風水害時に、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講ずるとともに、高齢者等避難、避難指示等の発令時には、速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

市の応急活動

		発災 被害の発生		
事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3・警戒レベル4	警戒レベル5	
○気象情報の把握	状況の監視 ○避難所の開設判断	○高齢者等避難 ○都に報告(状況等) ○避難所の開設・運営	○避難指示 ○緊急安全確保 ○避難者把握	○避難者の移送 ○被災者生活支援

第1節 避難態勢

市は水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市町村の協力を得て避難所等を近隣区市町村に設ける。地域又は自治会単位に、避難時における共助の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

第2節 避難指示等の判断・伝達

市は「避難情報の判断・伝達マニュアル【土砂災害・浸水害】」により、警戒レベルに応じて避難指示等を発令する。判断に当たっては、必要に応じて気象台や都建設局等に助言を求める。

また、避難指示等は、防災行政無線、緊急速報メール、Lアラート、情報提供サービスメール、ホームページ、SNS、広報車両、自治会・自主防災組織による呼びかけ等により市民等に伝達する。

《警戒レベルと居住者等がとるべき行動》

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	避難情報等
レベル5	既に災害が発生又は発生する直前の状況。命を守るための行動を直ちにとる。	緊急安全確保（市が発令）
〜〜〜〈警戒レベル4までに必ず避難!〉〜〜〜		
レベル4 (全員避難)	速やかに危険な場所から避難先へ全員避難する。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、「近くの安全な場所」や「自宅内より安全な場所」に避難する。	避難指示（市が発令）
レベル3 (高齢者等は避難)	避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難する。その他の人は、避難の準備を整える。	高齢者等避難（市が発令）
レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	洪水注意報、大雨注意報（気象庁発表）
レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（気象庁発表）

1 浸水害の発令基準

浸水予想区域を対象とし、次の基準により避難指示等を発令する。

《避難指示等の判断基準（浸水害）》

種 別	発令の基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（浸水害）が発表されており又は発表される可能性が非常に高いとき 予報雨量の増加が見込まれるとき又は減少がみられないとき。 深夜から早朝にかけて避難指示の発令対象となる雨量が予測される時。 水防災総合情報システムにおいて、残堀川指定水位（256cm）、空堀川指定水位（151cm）を超え、水位の上昇が見込まれるとき又は減少がみられないとき。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の助言等により、避難行動の必要性があるとき。 大雨・洪水警報の危険度分布メッシュ、浸水深の深いエリア基準Ⅲに到達すると予想（薄紫色で表示）されたとき。 深夜から早朝にかけて避難指示の発令対象となる雨量等が予測される時。 水防災総合情報システムにおいて、残堀川指定水位（366cm）、空堀川指定水位（216cm）に近い水位の上昇が見込まれるとき又は減少がみられないとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 水防災総合情報システムにおいて、残堀川又は空堀川が氾濫したとき。 「避難指示」発令後において、予報雨量の増加が見込まれるとき又は減少がみられないとき。 大雨・洪水警報の危険度分布メッシュで、浸水深の深いエリアが基準Ⅲ（濃紫色で表示）に到達したとき。 記録的短時間大雨情報や特別警報が発表されたとき。

2 土砂災害の発令基準

土砂災害警戒区域を対象とし、次の判断基準により避難指示等を発令する。

《避難指示等の判断基準（土砂災害）》

種 別	発 令 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表される可能性が非常に高いとき。 メッシュ情報において、3時間後予測が災害発生危険基準（薄紫色）に到達しているとき。 夜間から明け方にかけて、避難指示以上の警報が発令される状況が予測される時。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 メッシュ情報において、1時間後予測が災害発生危険基準（薄紫色）に到達し、予想雨量の増加が見込まれるとき又は減少がみられないとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示発令後において、予報雨量の増加が見込まれるとき。 土砂災害警戒区域内又は近辺において、斜面の亀裂や山鳴り、土砂の流出などの切迫した前兆現象が観測されたとの通報や情報把握があったとき。

第3節 避難所の開設・運営

1 避難所等の開設

震災編第3部第9章第3節2「避難所の開設及び管理運営」を準用する。
なお、風水害時は、災害の種類、規模に応じて避難所を開設する。

2 避難所の管理運営

震災編 第3部 第9章 第3節 2「避難所の開設及び管理運営」を準用する。

3 被災者の他地区への移送

震災編 第3部 第9章 第3節 4「被災者の他地区への移送」を準用する。

第4節 要配慮者の安全確保

震災編 第3部 第9章 第4節「要配慮者の安全確保」を準用する。

第5節 広域避難

1 広域避難要請

市は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、市域内で市民等を避難させることが困難なときは、都災対本部に対して他の区市町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行う。

なお、市が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に要請等をした場合はその旨を都本部へ報告する。

避難者の受入先及び避難手段が確定した後、市は必要に応じて、当該区市町村の区域内の警察署に避難誘導の協力要請を行った後、市民へ避難に関する情報の発信を行う。

交通機関が運行可能な状況では、市民へ避難先を案内の上、原則として公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な市民の避難については、そのほか適切な手段を検討する。

2 避難所の開設・運営

他市町村に広域避難を要請した場合、避難所の開設に向けた調整等を行う。

避難所の運営は原則として要請側が行い、受入側は積極的にその開設・運営に協力する。

第10章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

被災者に対し、生命維持に最低限必要な飲料水、食料、生活必需品を供給する。

市の応急活動

発災 被害の発生				
事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
警戒レベル 1	警戒レベル 2	警戒レベル 3・警戒レベル 4	警戒レベル 5	
		○備蓄物資の供給		○物資の調達 ・支援要請 ○応急給水

以下、細目については、震災編 第3部 第11章「飲料水・食料・生活必需品等の供給」を準用する。

第11章 ごみ処理及びし尿・がれき処理

災害時のごみ、障害物の処理を迅速に行うとともに、トイレの確保及びし尿の収集・運搬を行い、市民の生活環境の保持を図る。

市の応急活動

発災 被害の発生				
事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
警戒レベル 1	警戒レベル 2	警戒レベル 3・警戒レベル 4	警戒レベル 5	
				○災害用トイレの設置 ○し尿・ごみの収集・運搬

以下、細目については、震災編 第3部 第12章「ごみ処理及びし尿・がれき処理」を準用する。

第12章 遺体の取り扱い

遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う。

市の応急活動

発災 被害の発生				
事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
警戒レベル 1	警戒レベル 2	警戒レベル 3・警戒レベル 4	警戒レベル 5	
			○行方不明者の捜索	○遺体の収容 ○火葬実施・調整

以下、細目については、震災編 第3部 第13章「遺体の取扱い」を準用する。

第13章 ライフライン施設の応急・復旧対策

震災編 第3部 第14章「ライフライン施設の応急・復旧対策」を準用する。

第14章 公共施設等の応急・復旧対策

震災編 第3部 第15章「公共施設等の応急・復旧対策」を準用する。

第15章 応急生活対策

震災編 第3部 第16章「応急生活対策」を準用する。

第16章 災害救助法の適用

震災編 第3部 第17章「災害救助法の適用」を準用する。

第17章 激甚災害の指定

震災編 第3部 第18章「激甚災害の指定」を準用する。